

説明書【簡易公募型プロポーザル方式】

1 業務概要

(1) 業 務 名

新サッカースタジアム整備方針案策定支援業務

(2) 業務（納入）場所

青森県庁ほか

(3) 業務の目的

ヴァンラーレ八戸では、J2昇格を契機としてクラブと地域の将来像を中長期的な視点で共有・検討する協議体として「ヴァンラーレ八戸 百年構想委員会」を設立し、同委員会において地域の関係者が「地域と描く、アジアの頂への道」を将来ビジョンに、クラブの成長、クラブと地域が共に発展していくという将来像を共有した。

この将来像の実現に向けては、Jリーグスタジアム基準に適合したスタジアムの整備が求められるが、スタジアムを核とした新しいまちづくりを進めていくためには、地域全体で取り組んでいくことが重要となる。

そのため、県、ホームタウンの代表である八戸市、クラブで協議し、三者が役割分担のもと、連携・協力し、新スタジアムを核とした、新たなまちづくりに取り組むことに合意したところである。

本業務では、Jリーグスタジアム基準に適合したスタジアムの整備に向けて、施設のコンセプト、機能、規模、整備手法、スケジュール等、整備計画策定の前提となる諸条件を整理した整備方針案を策定することを目的とする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日（木）まで

(5) 提案上限額

31,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、1年目（令和8年度）は15,000,000円、2年目（令和9年度）は16,000,000円を限度とする。

(6) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県交通・地域社会部地域づくり政策課

TEL:017-734-9147（直通）

E-mail:chiikizukuri@pref.aomori.lg.jp

2 業務内容

新サッカースタジアム整備方針案策定支援業務仕様書（案）のとおり。

3 技術提案書の提出者に必要な要件

技術提案書の提出者は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ウ 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第3条第2項各号に掲げる業務について、参加資格規則第5条の規定による資格の認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに資格の認定を受けることが見込まれる者を含む。）であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始又は再生手続き開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 日本国内に、本店を有していること。
- カ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明者の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。
- キ 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条の規定による資格の認定を受けた日から契約の締結の時までの間に、ない者であること。
- ク 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

(2) 業務実績に関する要件

地方公共団体が発注する業務で、日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）から2026／2027シーズンに係るＪ１／Ｊ２クラブライセンスを交付されているチームが使用又は使用予定のスタジアムの新設又は改修に係る計画策定支援業務（整備方針策定支援業務、基本構想策定支援業務等を含む）に過去10年度（平成28年度～令和7年度）以内において元請として参画し、全てを誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 業務実施体制に関する要件

本業務従事者の中に、本業務を遂行するための十分な能力と実務経験を持ち、以下の条件のいずれかを満たす者を選任するものとする。

- ・一級建築士
- ・技術士（部門：建設部門（選択科目：都市及び地方計画））

4 参加表明書

(1) 提出期限

令和8年10月8日（木）17時

(2) 提出方法

持参または郵送（提出期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。）により上記1（6）の担当部局へ1部提出すること。

(3) 提出書類

【様式1】参加表明書

- ・押印は省略可能とする。

【様式2】資格要件に係る申立書

【様式3】会社概要

【様式4】実績調書

- ・上記3（2）に係る実績を記載すること。また、契約内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

【様式5】業務実施体制

【様式6】配置予定者調書

5 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年10月15日（木）17時

(2) 提出方法

事前に上記1（6）の担当部局へ電話連絡した上、電子メールにより質問書を提出すること。

(3) 提出書類

【様式7】質問票

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月19日（月）までに電子メールにより全ての参加表明者に回答する。

6 技術提案書

(1) 提出期限

令和8年10月22日（木）17時

(2) 提出方法

持参または郵送（提出期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。）により上記1（6）の担当部局へ提出すること。

(3) 提出書類

【様式8】技術提案提出書

- ・押印は省略可能とする。
- ・正本にのみ添付すること。

【任意様式】技術提案書 正本1部、副本6部

- ・実務実施体制について、会社概要、会社実績、従事者の経験等を記載すること。
- ・業務実施計画について、業務全体の工程や仕様書に示す各業務の実施時期を記載すること。
- ・業務実施方針について、仕様書に示す各業務の具体的な実施内容、実施手法についての提案を記載すること。また、独自のノウハウや経験を生かした創意工夫、追加提案があれば記載すること。
- ・経費見積について、仕様書及び提案内容に沿って積算した経費別内訳を明記すること（消費税及び地方消費税額を含む）。
- ・用紙はA4版、横書き、文字サイズ11ポイント以上、表紙を含め15ページ以内とすること。
- ・提出者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

7 審査及び特定

(1) 審査委員会の設置

審査委員会を設置し、技術提案書の内容についてヒアリングを実施し、次に定める評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を特定する。

なお、ヒアリングの日程については、別途参加表明者へ通知する。

(2) 評価基準

審査基準				
評価項目		評価基準	係数	配点
実務実施体制	会社概要	本業務を遂行するために必要な企業規模及び組織体制を有しており、経営の健全性が確保されているか。	1.0	5
	会社実績	3 技術提案書の提出者に必要な要件（2）に示す、同種実績及び類似実績※を有しているか。	3.0	15
	従事者の経験等	3 技術提案書の提出者に必要な要件（2）に示す、同種実績又は類似実績※に係る業務の経験者を配置予定であるか。	3.0	15
業務実施計画	工程の妥当性・実現可能性	・業務全体の工程が委託期間内に適切に設定されており、仕様書に示された各業務内容を確実に実施できる計画となっているか。 ・各業務の実施時期や相互の関係性が整理されており、業務の実現可能性が高い計画であるか。	2.0	10
業務実施方針・提案内容	仕様書に対する理解度・網羅性	・仕様書に記載された業務内容およびその背景・目的を十分に理解した上で、すべての業務項目についての的確な提案がなされているか。 ・単なる列挙にとどまらず、業務間の関係性や重点事項を踏まえた提案内容となっているか。	3.0	15
	実施手法の妥当性	・業務を遂行するための実施体制、役割分担および実施手法が明確に示されており、本業務の内容・規模に照らして妥当なものとなっているか。 ・関係者との協議・調整を円滑に進めるための配慮がなされているか。	2.0	10
	独自性	・独自のノウハウや経験を生かした創意工夫や追加提案がなされているか。	5.0	25
費用	見積書の妥当性	・見積り金額およびその内訳が、仕様書及び企画提案内容に即して適切に積算されているか。 ・業務内容・体制・工数との整合性が確保されており、過不足のない合理的な金額設定となっているか。	1.0	5
合計				100
※「類似実績」とは、日本国内におけるプロスポーツチームの本拠地となるスタジアム・アリーナの新設又は改修に係る調査業務又は計画等策定支援業務とする。				

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、特定、非特定に関わらず提出者全員に書面により通知し、その概要を青森県交通・地域社会部地域づくり政策課ホームページにおいて公表する。なお、提案者名等については、特定された提案者のみ公表する。
- イ 審査の結果、特定されなかった者は、通知が到達した日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。その求めに対する回答は、受理した日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に書面により行う。

7 契約等

(1) 契約協議

特定された技術提案書に基づき、提案内容から大きく逸脱しない範囲において、仕様書案や経費等について最優秀提案者と協議し、合意を得られた後に提案上限額の範囲内で契約する。なお、最優秀提案者との協議において合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行う。

(2) 契約条件等

青森県財務規則等関係規定に基づき随意契約とする。

8 留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その納付を免除する。
- (4) 参加表明書提出期限から見積りの提出までの間に青森県から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定または特定の取消の手続を行うこととする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、技術提案書は発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (8) 提出された書類は青森県情報公開条例（平成11年青森県条例第55号）の対象となり、同条例の規定に基づいて個人情報など非開示すべき箇所を除き、開示することがある。
- (9) 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (10) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。